

不登校児童生徒支援に関する提言

令和7年3月25日

川口市不登校児童生徒支援協議会

目次

はじめに	2
------	---

1 不登校児童生徒支援に関する現状について

(1) 不登校児童生徒の現状	3
----------------	---

(2) 本市の取組	5
-----------	---

2 不登校児童生徒支援のための提言

(1) 学校への提言	7
------------	---

(2) 家庭への提言	9
------------	---

(3) 地域社会への提言	10
--------------	----

(4) 行政への提言	11
------------	----

【資料】

・川口市不登校児童生徒支援協議会設置要綱	13
----------------------	----

・川口市不登校児童生徒支援協議会委員一覧	15
----------------------	----

・川口市不登校児童生徒支援協議会開催状況	16
----------------------	----

・関係法規・通知等	17
-----------	----

はじめに

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、令和5年度の小中学校における不登校児童生徒数は346,482人と前年から47,434人増加し、過去最多となった。本市においても1,602人と大幅に増加（前年比425人増）し、憂慮される事態となっている。

こうした状況を受けて、文部科学省では、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプラン」を策定した。また、埼玉県教育委員会は「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～」を取りまとめた。

不登校は誰にでも起こり得るものであり、その支援においては学校復帰のみを目的とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すという方針が示されており、社会的にも理解が進んでいるところである。

児童生徒が不登校状態になる要因は一人ひとり様々であり、改善の見通しを持つことが難しく、不安を抱え苦しんでいる状況である。したがって、不登校児童生徒が安心して過ごせる感覚を取り戻すために、本人及び保護者にとって、安心が担保された居場所を形成していくことが大切である。その上で学びの保障を本人の状態にあった形で提供していけるよう、関係者が連携していく必要がある。一方で、学びにつながるができなかった場合は学習の積み重ねが困難になり、自己肯定感の低下につながってしまう。また、登校することができなくなることにより、家族の体制に課題が生じることもあり、子どもだけの課題ではなく、家族の課題に発展することもある。さらには、社会性や人との関わりがうまくつくることができない等の課題も生じてしまう。

不登校の要因が多様化・複雑化する昨今、本市においては、令和5年度に「川口版COCOLOプラン」を取りまとめ、不登校になった児童生徒が、学びたいと思った時に、多様な学びにつながるができるようにするための場所を確保するなどの支援を進めているところである。

本協議会では、本市における不登校児童生徒が抱える課題や課題を解決するための手立てに加え、令和8年度開校予定である学びの多様化学校の環境などに関する協議を行い、提言をまとめた。この提言書に盛り込まれた内容は、現時点における教育環境の状況を踏まえたものであることから、今後も日々変化する状況を見定め、継続的に検討を重ねていくべきものとする。

この提言書が、本市の子ども達が、学びたいと思った時に安心して学ぶことができる教育環境の整備、施策の一層の充実の端緒となれば幸いである。

令和7年3月25日

川口市不登校児童生徒支援協議会
会長 丸山 陽一

1 不登校児童生徒支援に関する現状について

(1) 不登校児童生徒の現状

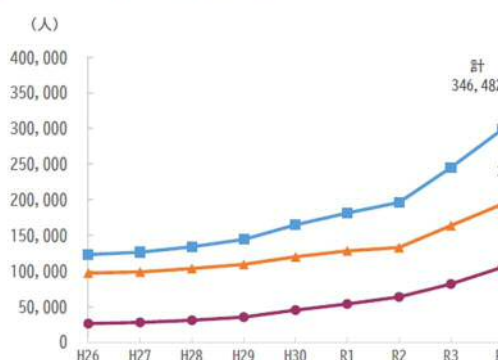
ア 全国の現状 (令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より)

- ・小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人(前年度299,048人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人(前年度31.7人)。
- ・不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。
- ・不登校児童生徒について把握した事実(主たるもの)
「やる気が出ない」32.2% 「不安・抑うつ」23.1% 「生活リズムの不調」23.0%

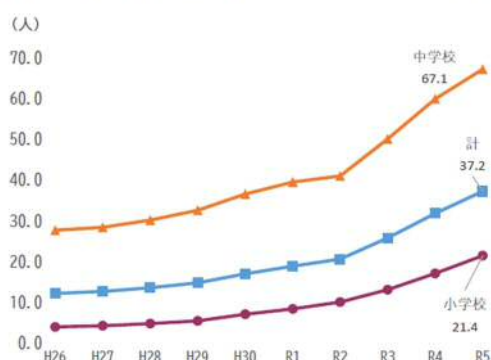
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

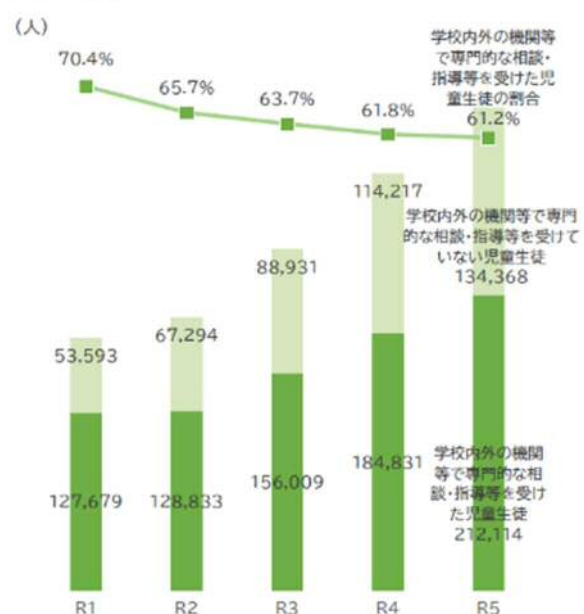
不登校児童生徒数の推移



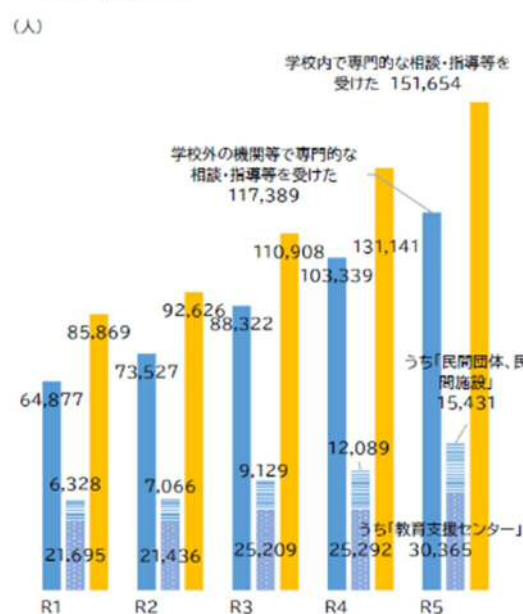
不登校児童生徒数の推移(1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



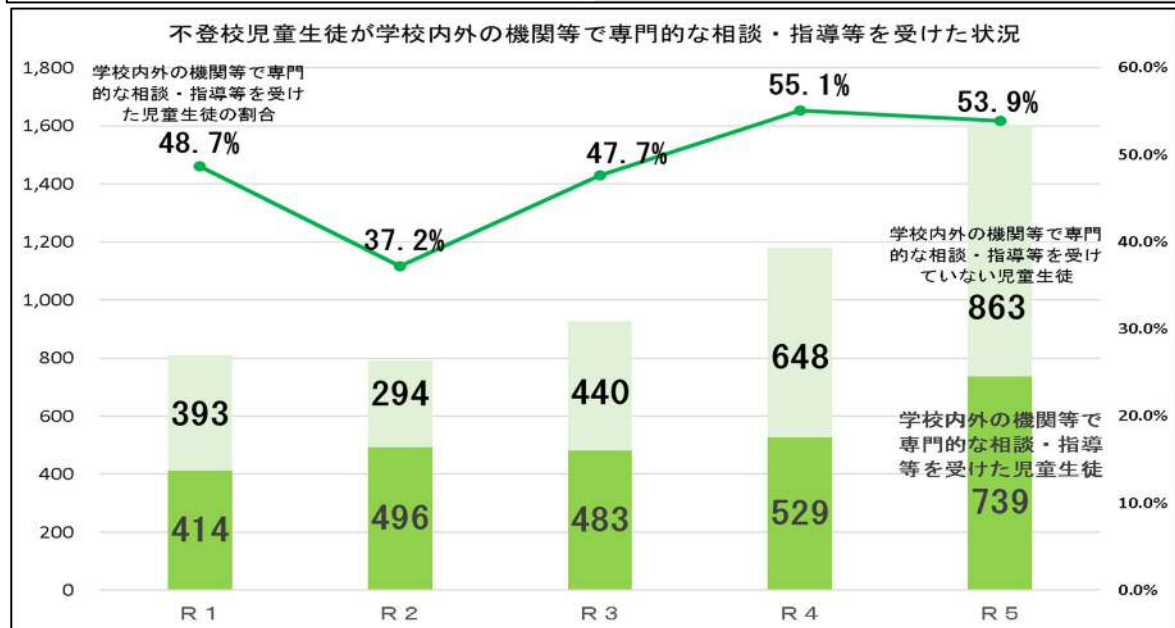
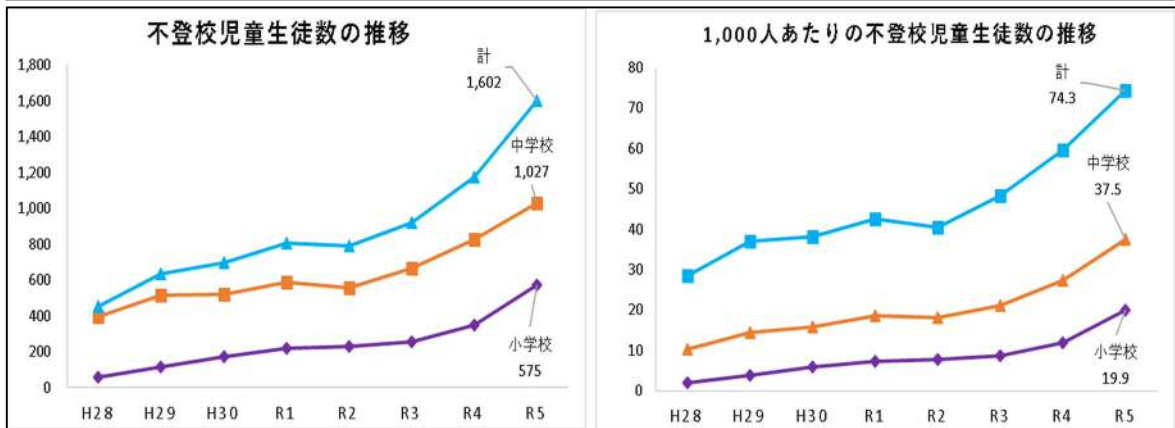
※学校内外の複数の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

イ 本市の現状（令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より）

- ・小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は1,602人（前年度1,177人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.5人（前年度27.3人）。
- ・不登校児童生徒数は3年連続で増加し、過去最多となっている。
- ・不登校児童生徒について把握した事実（主たるもの）
「やる気が出ない」19.3% 「不安・抑うつ」19.0% 「生活リズムの不調」14.7%

川口市不登校児童生徒数（上段）と1,000人あたりの不登校児童生徒数（下段）

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	人数	57	116	176	220	233	255	352	575
	1000人当たり	1.9	3.9	5.8	7.4	7.8	8.6	12	19.9
中学校	人数	396	517	520	587	557	668	825	1,027
	1000人当たり	28.5	37.1	38.2	42.5	40.4	48.3	59.7	74.3
計	人数	453	633	696	807	790	923	1,177	1,602
	1000人当たり	10.3	14.4	15.9	18.5	18.1	21.2	27.3	37.5



(2) 本市の取組

ア 取組の考え方

不登校になった児童生徒が、学びたいと思った時に、多様な学びにつながることをできるようにするための場所を確保するなどの支援を行う。

また、不登校の児童生徒・保護者が必要な支援を受けられるよう、学校が早期の状況把握と支援を行うとともに、学校と関係機関が連携し一丸となり、個々に応じた情報提供を行うなど、文部科学省の COCOCO プランで示された目指す姿、取組に沿って支援に取り組んでいく。

イ 具体的な本市の取組について

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整える。

(ア) 学びの多様化学校の設置

自校への登校が難しい生徒を対象にした学校である不登校特例校の設置について、検討するための体制を教育研究所内に整備し、令和令和8年度の開校を目指す。

(イ) 校内教育支援センター（ほっとルーム）の設置

令和5年度より児童生徒の居場所や多様性を受け入れる校内教育支援センター「ほっとルーム」をモデル校に設置した。

校内の居場所づくりを進め、自分の教室に入りづらい児童生徒が、教室復帰だけを目的とするのではなく、落ち着いた場所で、自分のペースで学習・生活できる環境を作り、社会的自立に向けた支援を行う。

(ウ) 教育支援センター（旧適応指導教室）の機能の強化

教育支援センターは、不登校児童生徒への支援の中核として、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。本市では、適応指導教室として実施してきた。

芝園教室に加え、令和5年度より通室の利便性向上のため、朝日の川口市立高等学校第2校地に朝日教室を設置した。

活動内容としては、自学自習を基本とした指導やカウンセリング等を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性等を育てながら社会的自立を目指す。

(エ) 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する

A 保護者とともに不登校を考える会における進路説明会の実施

不登校の中学生及びその保護者を対象に進路指導の支援の一助となるよう上級学校等への進路決定へ向けた情報提供を行う。

B 保護者への支援

生徒指導部会や教育相談部会を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校医が専門性を発揮しながら連携して最適な支援につなげるとともに、市の福祉部門等の関係機関とも連携を密にする。

各学校や地区においても不登校保護者会を開催し、保護者を通した支援にも努める。

(オ) 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

A いじめゼロに向けて

いじめ対応教員、生徒指導主任を中心にいじめの見逃しゼロを目指した積極的認知を継続し、未然防止に力を入れる。

B 行きたくなる学校づくり

児童生徒たちそれぞれの良さや持ち味を生かして活躍できる授業づくりや、学校行事等を通じて一人ひとりの自己存在感や自己肯定感を感じることができるような居場所づくりの実現を図る。

C 障害や国籍に関わらず、共に学び成長できる学校づくり

(A) 一人ひとりのニーズに応じた学びの場を整備し、特別支援学級、通級指導教室の充実を図る。

(B) 多文化共生への理解を促進するための現行の支援に加え、拠点校方式や通級指導など日本語指導のシステムづくりを推進する。

2 不登校児童生徒支援のための提言

(1) 学校への提言

**児童生徒が安心できる居場所をつくり、学びを保障しながら
個に応じた支援を計画的に実施していただきたい。**

不登校に限らず、学校の中での課題に対応するためには、教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち、学校全体でチームとしての指導・援助を行う体制の充実に努めることが肝要である。

不登校で苦しんでいる児童生徒への支援の第一歩は、将来の社会的自立に向けて、「自己肯定感の回復」、「ソーシャルスキルを身に付ける」、「他者に適切に依存できる」ようになることを、身近で支えることが大切である。

したがって、学校が児童生徒にとっての心理的安全性が担保された中で、支援を推進していくことが重要である。

ア 児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくり

- ・日頃から児童生徒との温かい人間関係を構築し、悩みや問題を気軽に相談できるような学校風土の醸成に努める。
- ・授業、行事等学校生活全般において、児童生徒が皆で話し合い、実践する活動を推進するなど児童生徒が互いに認め合い、良さに気づき、良好な人間関係を築くことができるように努める。
- ・教師は最大の教育環境であることから、教職員同士が良好な人間関係のもと、温かい人間関係を構築した上で児童生徒に関わりながら、教育活動に従事できるよう努める。
- ・魅力ある学校であるためには、授業の充実が不可欠であることから、教職員が授業力の向上に関する研修に主体的に取り組めるよう努める。
- ・学校の魅力については、学校評価を活用し、保護者評価や必要に応じて第三者評価も活用しながら、学校評価を魅力ある学校づくりに活用していけるよう努める。
- ・不登校児童生徒に対して、状態に合わせた段階的な支援がなされるよう、組織的に児童生徒の状態を把握するとともに、チームで児童生徒を支援できる体制を構築する。

イ 不登校児童生徒の理解及び支援

- ・校内研修等の機会をとおして、全教職員が、不登校児童生徒の支援の在り方について、「不登校児童生徒にも問題がある」という決めつけを払拭し、児童生徒に寄り添い、共感的理解と需要の姿勢をもつことができるよう努める。
- ・児童生徒一人一人の特性や背景等を十分に理解した上で個に応じた支援を行う。
- ・不登校児童一人一人が安心できる居場所を教室以外にも保障することが大切であ

ることから、各学校の実情に応じて、校内教育支援センターを整備する。

- ・不登校児童生徒の中には、特性を持った児童生徒が見られるようになっていることから、教職員は、特別支援教育に関する学びを深めるように努め、個に応じた対応をする。同時に、周囲の児童生徒への対応として、多様性への理解を促進するための教育活動を計画的に実施する。
- ・1人1台端末を活用した自学自習、オンライン授業、面談活動、健康観察や生活アンケート等、ICTを積極的に活用し、児童生徒及び保護者に対して学習面や心理面での支援を実施する。
- ・児童生徒が自らの将来を主体的に捉え、社会的に自立できるよう将来を意識したキャリア教育の実践を充実させる。
- ・研修会への積極的な参加や校内研修の定期的な実施により、教職員が不登校支援の資質向上に努める。

ウ 保護者や地域、関係機関との連携

- ・保護者と共に学ぶ姿勢を持ちながら、保護者の心情に寄り添った対応をする。
- ・不登校児童生徒支援において、保護者の困り感や負担を軽減し、元気づけることが重要であることを認識し、良好な関係を築きながら相談を継続したり、関係機関等を周知したりするなど保護者支援を丁寧に行う。
- ・支援については、教職員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門員や関係機関等と連携し、チームとして取り組む。
- ・地域・関係機関と連携して支援を行う際には、支援方針を共有し、児童生徒が適時適切な支援を得られるよう、連携を図る。
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携を図り、不登校児童生徒や孤立している家庭の情報収集に努める。

(2) 家庭への提言

保護者も他者とつながり、遠慮なく相談し、不登校支援について共に学び、対応していただきたい。

不登校の児童生徒の保護者の中には、孤立感を感じ、頼れる他者が見つけられない方もいる。保護者自身がネガティブな感情を吐き出し、肩の力を抜くことができれば、児童生徒への関わりが改善し、結果的に児童生徒に好ましい変化が見られることがある。保護者が相談できる場は多数あり、それぞれの立場から個に応じた親身に対応ができる場である。

一人で悩みを抱え込まず、保護者自身が他者に適切に依存し、つながりを得た上で児童生徒と関わっていくことで、結果的に児童生徒に好ましい影響を与えることができると考える。

ア 不登校についての認識

- ・児童生徒が不登校状態になる要因は一人ひとり様々であり、改善の見通しをもつことが難しく、不安を抱え苦しんでいる状況である。子どもが不登校になったことについて、「育て方が悪い」「関わり方が悪い」などと捉えるのではなく、不登校を選択している子どもを認めながら、関わりを作っていくことが大切である。
- ・子どもが不登校状態であることについて、悩みを抱えている保護者が多いが、親が元気で心理的に安定していることが、結果として子どもの安定につながることも少なくないことから、保護者自身が安心できる状態を得るために、適切に相談者につながっていただきたい。

イ 子どもとの関わり

- ・子どもの個性や特性を認め、一人の人間として尊重し、信頼と愛情に基づく見通しを持った子育てに家族ぐるみで取り組み、子どもの生活リズムを整えたり、社会生活を送るためのルールを身に付けさせたりするなど基本的な生活習慣の育成に努める。
- ・将来の社会的な自立を見据え、子どもがどのような気持ちでいて、どのような支援を求めているのかじっくりと話を聞き、どのような支援がふさわしいのかを子どもと一緒に考えるように努める。
- ・子どもに一方的に意見を言うのではなく、話を聞いて一緒に考えるという雰囲気をつくり、最終的に子どもが自己決定できるように働きかけることが大切である。

ウ 学校、行政、関係機関、地域との関わり

- ・日常のこどもの様子から心身の不調を感じた場合は、学校と連絡を取り、気になる点を伝えるとともに、学校生活の様子を確認する。

- ・学校以外にも教育支援センターや、行政機関、家庭教育支援を担う団体等では、それぞれの立場から対応を考え、保護者支援を行っていることから、ささいなことであっても遠慮なく相談するよう努める。
- ・保護者自身も学校や関係機関等と共に学ぶ姿勢を持つことが大切である。
- ・他者との関わりを深め、自己肯定感を高めるため、学校、家庭といった限られた中だけではなく、地域の活動や行事等に参加するよう子どもに働きかけ、保護者自身も積極的に参加するよう努める。

(3) 地域社会への提言

地域社会が連帯感を深め、「地域の子」として温かく見守り、地域ぐるみで子育てに協力する機会や雰囲気醸成していただきたい。

近年は核家族化が進み、地域のつながりが希薄になってきているとの指摘もある。不登校の児童生徒を抱えている保護者は、子どもの対応や支援に悩み、疎外感や孤立感を抱きがちである。保護者が悩みを一人で抱え込まず、孤立化させないことが、結果的に不登校児童生徒の支援につながる。不登校児童生徒に限らず、子どもの健全育成については、家庭や学校だけでなく地域全体で協力して行うべきことを認識し、不登校問題への関心を高め、地域全体の問題として積極的に支援に当たることが望まれる。

ア 不登校児童生徒への理解

- ・不登校について、過去には「学校恐怖症」や「登校拒否」などの呼称がされていたが、時代の変遷とともに、不登校は問題行動ではないとの認識がなされていることから、不登校に関する正しい理解を進められるよう、適切に情報を収集していただきたい。

イ 地域社会との関わりによる支援

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員や町会・自治会役員等の地域の方による相談や関係機関等の紹介を通して、家庭を孤立させないように見守りを進める。
- ・子どもが人との関わりや、豊富な生活体験を通して社会性を身に付け、自立していけるよう、地域での行事や団体活動等に参加しやすくなるよう積極的に働きかける。

ウ 学校への協力

- ・国及び県では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図っていることから、地域社会は学校が必要としている支援の理解に努め、積極的に学校との関わりを持って、地域全体で学校やこどもを支えるよう努める。
- ・可能な範囲で学校の行事に参加する等、地域住民が学校と関わることで、子どもを支える土壌をつくって行けるよう努める。

(4) 行政への提言

不登校児童生徒支援を充実させるとともに、学びの多様化学校については、児童生徒が他者とつながり、個に応じた学習機会の保障に努めていただきたい。

教育支援センターや各種相談窓口など、不登校児童生徒の居場所を確保し、学びの保障に行政は率先して取り組む必要がある。不登校支援において、学校と家庭だけではなく、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーや相談員等の専門家や支援員等の協力は不可欠である。

また、不登校支援を効果的に行うに当たり、教育委員会等教育行政から学校への支援は不可欠であることから、校内教育支援センターの設置・整備に努めていくことで、不登校児童生徒や教室内に居られない児童生徒の居場所を作ることにもつながる。

令和8年4月開校予定の学びの多様化学校については生徒が「つながりたい」と思うプログラムや経験ができるよう、教育課程を編成するとともに、対面を主に個に応じた授業内容の選択ができるようにしていくことで、生徒の社会的自立につながると考える。

ア 教育支援センターでの支援

- ・教育支援センターにおける支援及び学校との連携を充実する。不登校児童生徒の居場所となっていることから、学習支援・教育相談の支援に伴い、体験活動の充実を図っていくことが大切である。
- ・教育支援センターでの活動の様子や、通室児童生徒の学校での様子について、教育支援センターと学校との間で適切に共有することで、通室児童生徒の支援に生かすこと。

イ 学校への支援

- ・各学校が校内教育支援センターを設置・整備できるよう積極的に働きかけ、設置・整備について事前研修や事例紹介等の協力をする。
- ・教職員や不登校支援に関わる者のスキルアップのために、研修会や協議会等を実施する。
- ・様々な特性や背景を抱える不登校児童生徒を支援するためには、心理、福祉、医療等の関係機関との連携が必要である。学校がスムーズに連携できるように関係機関を紹介し、間をつなぐ役割を積極的に行い学校を支援する。

ウ 学びの多様化学校について

- ・生徒の意見を取り入れながら、学校のきまりを定めることや、校内行事を計画するなどして、生徒にとって居心地の良い学校になるよう努めていくことが大切である。
- ・人と人とのつながりの中で、生徒の力を育むことができるよう、教育課程の編制をしていくことが大切である。
- ・多様化学校に通うことが目標になるのではなく、その先の社会的自立に向けた進路指導についても個に応じた支援をしていくことが大切である。
- ・他者とのつながりという観点から、校内の人的資源のみではなく、地域や外部の人材、企業連携なども検討しながら、様々な他者と関わることのできる体験活動を取り入れていくことで、生徒の関わる力を高めることにつながるだろう。

川口市不登校児童生徒支援協議会設置要綱

1 目的

小・中学校における不登校の未然防止及び不登校児童生徒の支援に関し、不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について検討するために、川口市不登校児童生徒支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 名称及び本部

- (1) 会の名称は、「川口市不登校児童生徒支援協議会」とする。
- (2) 本部は、川口市教育局学校教育部指導課内に置く。

3 事業内容

- (1) 不登校児童生徒支援の在り方について、今後の課題と方向性について検討・協議する。
- (2) 就学前後の状況に関する情報を共有し、不登校児童生徒支援に向けた連携の在り方について検討・協議する。
- (3) 教育支援センターに関することについて検討・協議する。
- (4) 学びの多様化学校設置に関することについて検討・協議する。
- (5) 芝西中学校夜間学級（陽春分校）等との連携に関することについて検討・協議する。
- (6) フリースクールや地域との連携に関することについて検討・協議する。
- (7) その他、協議会が必要と認める事柄について検討・協議する。

4 組織

(1) 構成要員

- ア 学校教育部長（協議会会長）
- イ 学識経験者、主任児童委員、保護司、PTA連合会、
カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所相談員、
- ウ 小学校長1名、中学校長1名
- エ 指導課長、指導課主幹、教育研究所副所長、社会福祉協議会職員
- オ 通信制高等学校センター長、不登校児童生徒の保護者を代表する者
- カ その他、協議会会長が必要と認める者

- (2) 本会に協議会会長（以下「会長」という）、副会長の役員を置く。会長は学校教育部長があたり、副会長は校長会からの選出者があたる。
- (3) 任期は、翌年3月31日までとする。

5 会議等

- (1) 会議は原則として年3回、委員長が招集する。

- (2) 委員長は、必要に応じ臨時会を開催し、委員を招集することができる。
- (3) 参加する委員は、審議する内容に応じて委員長が定める。
- (4) 本会は、令和5年11月29日より設置するものとする。

6 その他

- (1) この要綱は、令和5年11月16日から施行する。
- (2) 令和6年4月25日一部改正

不登校児童生徒支援協議会 名簿

職名	所属	役職	氏名
会長	川口市教育局	学校教育部長	丸山 陽一
副会長	川口市立本町小学校	校長	高宮 明洋
副会長	川口市立神根中学校	校長	松村 一人
委員	東京家政大学人文学部	教授	杉山 雅宏
委員	川口市PTA連合会	会長	小野 智幸
委員	川口市主任児童委員会	会長	岡田 真理子
委員	川口市社会福祉協議会	副所長	後藤 英介
委員	星槎国際高等学校川口学習センター	センター長	武内 隆央
委員	ぶらっとほーむ〜かわぐち不登校ネットワーク〜	代表	宮村 景子
委員	NPO法人 こどもの家わっか	代表理事	石川 哲也
委員	保護司会	青木支部保護司	本橋 昭仁
委員	川口市立教育研究所	相談員	安部 正幸
委員	川口市立教育研究所	カウンセラー	山崎 健之介
委員	川口市立教育研究所	スクールソーシャルワーカー	三宅 朋子
委員	川口市教育局学校教育部	次長兼指導課長	池田 光伸
委員	川口市教育局学校教育部	指導課主幹兼指導係長	小川 敏明
委員	川口市教育局学校教育部	指導課主幹兼教育研究所副所長	小堀 貴紀
委員	川口市教育局学校教育部	指導課主任指導主事	安島 高史
委員	川口市教育局学校教育部	指導課主任指導主事	原 卓範

※所属・役職については令和6年度時点

川口市不登校児童生徒支援協議会開催状況

令和5年度

第1回 令和5年11月29日（水）

○説明

- ・本協議会について
- ・不登校支援へ向けた国・県の方針
- ・本市のこれまでの取組
- ・取組事例の紹介（社会福祉協議会による事例紹介）

○協議（グループ協議）

「各団体における不登校児童生徒支援の取組について」

令和6年度

第1回 令和6年5月24日（金）

○説明

- ・本協議会について
- ・不登校支援へ向けた国・県の方針
- ・川口版 COCOCO プランについて

○協議

- 「不登校児童生徒支援の取組について」
- ・不登校児童生徒が抱えている課題
 - ・課題を解決するための手立て

第2回 令和6年10月9日（水）

○説明

- ・学びの多様化学校について

○協議

- ・学びの多様化学校について

第3回 令和7年1月27日（月）

○説明

- ・本市の不登校児童生徒の実態及び支援の状況について

○協議

- ・不登校児童生徒支援に関する提言について

【関係法規】

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
平成 28 年法律第百五号

【関係通知】

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
平成 29 年 2 月 31 日文部科学省
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日文部科学省
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」
令和 5 年 3 月 31 日文部科学省
- ・「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について（事務連絡）」
令和 5 年 7 月 31 日文部科学省

【参考資料】

- ・「生徒指導提要」令和 4 年 12 月改訂文部科学省
- ・「学習指導要領（小学校）」「学習指導要領（中学校）」平成 29 年 3 月改訂文部科学省
- ・「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」文部科学省
- ・「生徒指導リーフ Leaf. 2 絆づくりと居場所づくり」平成 24 年 2 月国立教育政策研究所
- ・「生徒指導リーフ Leaf. 14 不登校の予防」平成 26 年 4 月国立教育政策研究所
- ・「生徒指導リーフ Leaf. 22 不登校の数を継続数と新規数とで考える」
平成 30 年 7 月国立教育政策研究所
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン本体）
令和 5 年 3 月 31 日文部科学省
- ・「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック
～総合的な長期欠席・不登校対策～」令和 6 年 3 月埼玉県教育委員会